

平成27年7月27日開催

新庄市農業委員会第14回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成27年7月）議事録

1. 開催日時 平成27年7月27日（月）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（20名）

1番	星川	豊	2番	高橋	眞
3番	高橋	和彦	4番	樋口	彦弥
5番	高橋	敏行	6番	海藤	芳正
7番	伊藤	忠男	8番	今田	則雄
9番	畠腹	銀蔵	10番	清水	清秋
11番	小嶋	忠昭	12番	柏倉	嘉門
13番	佐藤	喜代志	14番	浅沼	玲子
15番	井上	茂雄	16番	吉野	昭男
17番	星川	勇吉	19番	笹	行也
20番	三原	常男	21番	齋藤	謙二

4. 欠席した委員（1名）

18番 清水 哲夫

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 6 報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7 報告第31号 農地改良の届出について

6. 出席した事務局職員

局 長	眞見 治之	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	農地相談員	山田 博

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第14回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、八向地区の清水哲夫委員の1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第14回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に13番の佐藤喜代志委員と17番の星川勇吉委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第55号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1件、萩野地区1件の2件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案55号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。△△さんと△△さんは親戚関係でありまして、親戚同士の合意の上での贈与ですので、問題ありませんでした。調査月日は7月18日です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

11番

萩野地区1番について報告いたします。7月21日に調査した結果、事務局説明のとおり、親子であり経営移譲年金受給のための案件で問題ありませんのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第55号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第55号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第56号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第56号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

農地法第4条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番。7月22日に調査いたしました。事務局の説明のとおり問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第56号農地法第4条の規定

による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第56号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、萩野地区1件でございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番についての調査報告をいたします。7月21日に双方に電話確認し、現地を確認したところ問題ございませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番について、21日に調査したところ、なんら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第57号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第58号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第48号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件でございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

7月23日に現地を確認したところ、問題ございませんでした。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第58号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第58号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区2番までの6件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、6件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第31号農地改良の届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第31号農地改良の届出について、八向地区1件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第31号農地改良の届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第31号農地改良の届出については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第14回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成27年7月27日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 佐藤 喜代志

議事録署名委員 星川 勇吉